平成２２年（フ）第１７号
熊本県八代市通町10番56号　201
債務者　山口いつ代（旧姓福山）
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　俊之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第３０４号
札幌市豊平区月寒東４条18丁目２番32号　ユニゾン月寒東Ｆ―202号
債務者　坂本　康次
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後２時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原　至
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第６２号
徳島県阿南市富岡町あ石６番地20
債務者　荒川　正枝
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第６４号
徳島県阿南市長生町ヲコキ22番地
債務者　米田　貴史
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第７１号
徳島県阿南市富岡町西新町67番地11　玉井ハイツⅡ203号室、住民票上の住所徳島県阿南市見能林町念仏免17番地10
債務者　西岡　香奈
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第７２号
徳島県阿南市那賀川町大京原822番地５　大京原住宅232号室
債務者　平井　美幸
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第１２４号
福岡県宮若市鶴田2047番地２、前住所大阪府枚方市東中振２丁目22番３―103号
債務者　大塚　　聡
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第７号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山2288番地１、前住所熊本県八代市植柳新町２丁目３号５番地
債務者　楠田　恵美
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第８号
宮崎県延岡市旭ケ丘8955番地19
債務者　上野　剛章
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第９号
宮崎県延岡市旭ケ丘8955番地19
債務者　上野　暁子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第７７号
大分県国東市武蔵町古市290番地３武蔵ハイツ203号
債務者　木村　信介
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
石川県小松市向本折町ハ44番地１
債務者　東　　光雄
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第３３９号
神奈川県三浦市三崎町小網代603番地石橋アパート３号室
債務者　鈴木　秀一
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２２号
島根県雲南市大東町飯田784番３地
債務者　梶谷　弘子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３号
松江市西浜佐陀町382番地１　湖北団地１号棟201、前住所松江市浜佐田町910番地12
債務者　古浦　　悟
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９号
長崎県松浦市御厨町里免１番地
債務者　吉本　祐二
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第１０号
長崎県松浦市御厨町里免１番地
債務者　吉本　桃子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係